

認可保育所と認可外保育施設の設備・運営の基準(概要)

施設区分	認可保育所	認可外保育施設
基準	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例	認可外保育施設指導監督基準(滋賀県認可外保育施設指導要綱)
保育に従事する者の数	(子ども) (保育士) 乳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 ※常時2名以上配置	◆主たる開所時間の11時間 概ね児童福祉施設最低基準に定める数以上(常時2名以上配置) ◆11時間を超える時間帯 保育されている子どもが1人である場合を除き、常時2名以上配置
保育従事者の資格	保育士	保育従事者の概ね3分の1(保育従事者が2人の施設にあつては1人)以上は保育士または看護師の資格を有する者であること。
保育室等の面積	◆2歳未満児 ・乳児室 1.65 m ² /人 ・ほふく室 3.3 m ² /人 ◆2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98 m ² /人 ◆屋外遊戯場 2歳以上児 3.3 m ² /人	保育室 1.65 m ² /人 屋外遊戯場 基準なし
非常災害に対する処置	・消火用具、非常口等の設置 ・定期的な訓練の実施	認可保育所と同じ
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	・転落防止設備の設置 ◆2階に設ける場合 ・耐火建築物または準耐火建築物(口構造を除く) ・屋外階段、屋内特別避難階段等による2方向避難経路確保 ◆3階以上に設ける場合 ・耐火建築物 ・屋外階段、屋内特別避難階段等による2方向避難経路確保(4階以上の場合は屋外避難階段必置) ・調理室の防火区画(自動消火装置等設置の場合の特例あり)	認可保育所と同じ
子どもの処遇	保育所保育指針による。	保育所保育指針に準ずる。

※認可外保育施設指導監督基準に適合する認可外保育施設であっても、児童福祉施設最低基準を満たすことが望まれます。